

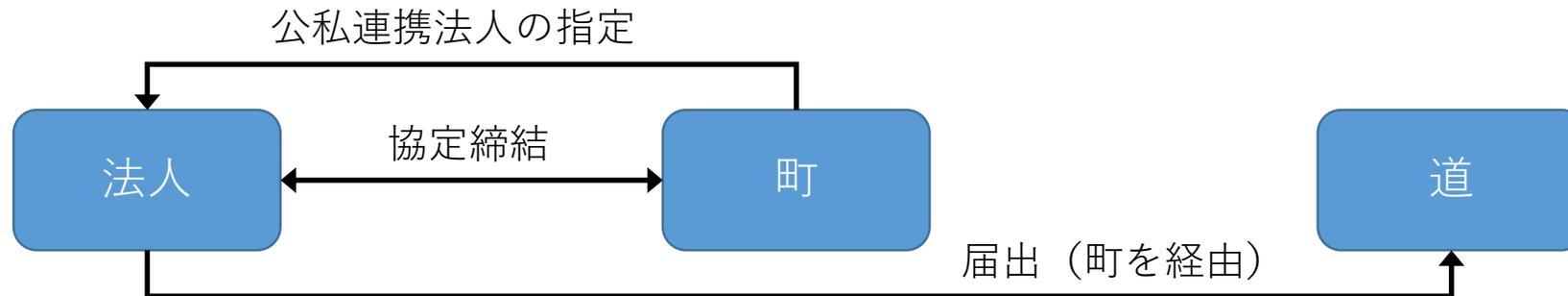
公私連携保育所型認定こども園について

【公私連携保育所型認定こども園とは】

公私連携保育所型認定こども園は、民設民営でありつつも町の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く運営形態で、新しい法律上の制度です。町立認定こども園を民間事業者へ移管するにあたり、これまでの認定こども園で培われてきたノウハウの継承や、在園児に対する配慮などを考慮すると、引継ぎ期間を設けることが必要です。そのため「公私連携」保育所型認定こども園とすることで、十分な引継ぎが可能となるとともに、民営化後の保育内容に関しても、町が関与することが可能になります。

【協定に定める事項】

公私連携保育所型認定こども園は、町と法人が協定を締結し、公私連携保育所型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされています。



【協定締結事項】

- ①公私連携保育所型認定こども園の名称及び所在地 ②公私連携保育所型認定こども園における保育に関する基本的事項
- ③町による必要な設備の貸付、譲渡その他の協力に関する基本的事項 ④協定の有効期限
- ⑤協定に違反した場合の措置 ⑥その他公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営に必要な事項

公立認定こども園の民営化における保護者の懸念事項

①公立の施設ではなくなる（町の関与がなくなる）ことへの懸念

民間の施設になり、町の関与がなくなることで、保育事業が健全・安定的に運営されるか不安。

②保育士の入替への懸念

会計年度任用職員については、移管法人に再雇用されると考えられるが、正職員の配置転換によって少なからず子ども達に影響を与えるのではないかと不安。

③保育の質が保たれるのかということへの懸念

公立認定こども園のときと変わらない保育が受けられるか不安。

保護者の懸念を払拭するために

①町によるチェック機能を確保するなど、安定した事業運営を維持することができます。

- 運営状況報告を義務付け、町がチェックを行うことで保育事業の透明性・客観性を担保します。また、町のインセンティブが働く新しい運営制度であるため民設民営となりますが町も関わりを持って運営していきます。

②町正職員の保育士を一定期間派遣するなど緩やかな職員の入替も想定できます。

- 公立認定こども園のときの保育士の再雇用や町職員の派遣により、期間内に職員を補充するという方法をとることで緩やかな職員の入替や引継ぎが実施できます。

③公立認定こども園の保育理念・手法を継承するなど、保育の質を担保します。

- 認定こども園で培われた教育・保育を継承することを協定書で義務づけるだけでなく、職員等の派遣により保育理念・手法の引継ぎに実効性を持たせていきます。